

公務員合同説明会案内

日 時	6月7日(土) 13時～16時
内 容	12時30分より受付を開始します。(予約不要) 各参加団体より順番に説明を実施します。
場 所	岐阜県大垣市林町5-18 光和ビル 4階会議室(大垣駅北口より徒歩1分)
参 加	岐阜県庁(資料設置のみ)

問 自衛隊岐阜地方協力本部 大垣地域事務所 大垣市林町5-18 光和ビル2階 ☎73-1150

高齢者の見守り活動をお願いします

高齢者の行方不明が増加しています。発見には、地域の皆さまのご協力が不可欠です。地域での見守りを引き続きお願いします。

【地域の皆さまへ】

○同じ場所を行ったり来たりしていたり、長時間にわたって同じ場所にたたずんでいる人などを見かけ、「あれ?もしかしたら」と思ったら110番通報をお願いします。

【家族の皆さまへ】

- 警察への届け出が遅くなれば遅くなるほど捜索範囲が広がり、発見が困難となります。行方不明と分かったら、躊躇せず早急に届け出をお願いします。
- 衣服や所持品に名前や連絡先を記載しておきましょう。
- 携帯電話やGPS端末などの位置情報サービスは、非常に有効です。

問 養老警察署 ☎34-0110

知財高裁 ～20周年を迎えて～

知財高裁とは

正式には「知的財産高等裁判所」といい、知的財産権に関する訴訟を専門的に扱う裁判所です。平成17年4月1日に知的財産高等裁判所設置法に基づいて設置され、令和7年4月に設立20周年を迎えました。令和4年10月に東京・中目黒に移転し、「ビジネス・コート」の一翼を担っています。

知的財産権とは

例えば、新薬を発明して、これをあらかじめ特許として登録してもらっておけば、この発明をライバル企業に勝手に使われた場合にその使用を止めさせ(差し止め)、自分が被った損害分の金銭を払わせる(損害賠償)という法律上の保護を受けられます。これが特許制度であり、特許権は代表的な知的財産権です。

知的財産権には他に、音楽などの著作権、ブランド名などの商標権、デザインに関する意匠権、実用的な小発明に関する実用新案権などがあります。



知財高裁
ウェブサイト

問 岐阜地方裁判所事務局 総務課 ☎058-262-5122

電波のルールは必ず守りましょう

6月1日～10日は電波利用環境保護周知啓発強化期間です

- ◆電波の利用には、原則、免許が必要です。
 - ◆無線機器の使用には「技適マーク」の確認をしましょう。
 - ◆外国規格の無線機器は国内では使用できません。
- ご不明な点は下記までお問い合わせください。



【技適マーク】

問 総務省東海総合通信局

不法無線局の相談(☎052-971-9107) テレビなどの受信障害の相談(☎052-971-9648)